

名古屋市公報	令和 3年11月17日 第128号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 〔052〕972-2246 編集兼 発行人 名古屋市総務局行政部法制課長	

目	次	ページ
告 示		
○ 名古屋市土原土地区画整理組合の事業計画の変更認可	(住都・市街地整備課) (第581号)	2
○ 建築協定書の縦覧	(住都・建築指導課) (第582号)	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更	(健福・保護課) (第583号)	5
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課) (第584号)	9
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課) (第585号)	12
○ 名古屋市議会定例会の招集について	(総務・総務課) (第586号)	13
上 下 水 道 局 告 示		
○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始	(第15号)	14
交 通 局 管 理 規 程		
○ ICカード乗車券取扱規程の一部改正	(第19号)	16
公 告		
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	17
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	21
○ 土地改良区の役員の就退任の公告	(緑土・都市農業課)	24
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告	(上下水・営業課)	26
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告	(上下水・営業課)	27
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告	(上下水・営業課)	29
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告	(上下水・営業課)	30

名古屋市告示第 581号

名古屋市土原土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第39条第 1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可しました。

令和 3年11月 9日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 組合の名称
名古屋市土原土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
名古屋市天白区土原一丁目 149番地
- 3 設立認可の年月日
平成21年 4月24日
- 4 変更の内容
事業施行期間を令和 6年 3月31日まで延長する。
- 5 変更認可の年月日
令和 3年11月 9日

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 582 号

建築協定書の縦覧

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第70条第 1 項の規定により、建築協定書の提出がありましたので、同法第71条の規定により公告するとともに、次のとおり関係人の縦覧に供します。また、同法第72条第 1 項の規定により、次のように意見の聴取を行いますので、建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和31年名古屋市規則第59号）第15条の規定により公告します。

令和 3 年11月11日

名古屋市長 河 村 た か し

1 建築協定の名称

高社一丁目北地区建築協定

2 建築協定区域

名古屋市名東区高社一丁目36番 外

3 縦覧期間

令和 3 年11月11日から同年12月 9 日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日を除きます。

4 縦覧時間

午前 8 時45分から午後 5 時15分まで。ただし、正午から午後 1 時までを除きます。

5 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎 2 階）

6 意見の聴取会における聴取事項

高社一丁目北地区建築協定について

7 意見の聴取会の開催日時

令和3年12月10日（金） 午後2時00分

8 意見の聴取会の開催場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市役所西12E会議室（名古屋市役所西庁舎12階）

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 583号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 3年11月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業者の名称		株式会社学研ココファン・ナーシング
介護事業者の所在地		東京都品川区西五反田 2-11-8
介護事業所の名称		ココファン・ナーシング名古屋
介護事業所の所在地	旧	名古屋市天白区中坪町 181番地
	新	名古屋市南区平子一丁目 2番46号
変更年月日		令和 3年 9月 1日

介護事業者の名称		一般社団法人日本福祉協議機構
介護事業者の所在地		名古屋市天白区井の森町 232番地の 1
介護事業所の名称		季楽訪問看護ステーション春夏秋冬
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区平手北二丁目1701番地

地	新	名古屋市緑区姥子山二丁目1517番地
変 更 年 月 日	平成28年11月 1日	

介護事業所の名称		あくね歯科クリニック
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区境松二丁目 353番地
	新	名古屋市緑区境松二丁目 411番地
変 更 年 月 日		令和 3年 8月16日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介護事業所の名称		あくね歯科クリニック
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区境松二丁目 353番地
	新	名古屋市緑区境松二丁目 411番地
変 更 年 月 日		令和 3年 8月16日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護事業所の名称		あくね歯科クリニック
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区境松二丁目 353番地
	新	名古屋市緑区境松二丁目 411番地
変 更 年 月 日		令和 3年 8月16日

4 居宅療養管理指導

介護事業所の名称		キク薬局
介護事業所の所在地	旧	名古屋市東区豊前町 3丁目47番地
	新	名古屋市東区筒井三丁目15番2号— 1
変 更 年 月 日		令和 3年 7月12日

5 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

介護事業者の名称		株式会社ウイールケアー
介護事業者の所在地		名古屋市西区山木一丁目37番地

介護事業所の名称		株式会社ウイールケアー
介護事業所の所在地	旧	名古屋市西区浮野町89番地
	新	名古屋市西区山木一丁目37番地
変更年月日		令和 3年 8月18日

介護事業者の名称		株式会社かとれあ
介護事業者の所在地		名古屋市名東区極楽三丁目 139番地
介護事業所の名称		福祉用具のお店かとれあ
介護事業所の所在地	旧	名古屋市名東区よもぎ台二丁目1215番地
	新	名古屋市中区大須三丁目14番55号
変更年月日		令和 3年 9月 1日

6 居宅介護支援事業

介護事業者の名称		株式会社マザーズ
介護事業者の所在地		名古屋市西区新道一丁目 2番 5号
介護事業所の名称		居宅介護支援事業所マザーズ
介護事業所の所在地	旧	名古屋市西区那古野一丁目20番30号
	新	名古屋市西区押切一丁目 9番25号
変更年月日		令和 3年 3月15日

介護事業者の名称		三井住友海上ケアネット株式会社
介護事業者の所在地		東京都世田谷区粕谷 2— 8— 3
介護事業所の名称		ゆうらいふ瑞穂居宅介護支援事業所
介護事業所の所在地	旧	名古屋市瑞穂区河岸一丁目 2番14号
	新	名古屋市瑞穂区瑞穂通 7丁目13番地の 3
変更年月日		令和 3年 9月27日

7 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

介護事業者の名称		株式会社ウイールケアー
介護事業者の所在地		名古屋市西区山木一丁目37番地
介護事業所の名称		株式会社ウイールケアー
介護事業所の所在地	旧	名古屋市西区浮野町89番地
	新	名古屋市西区山木一丁目37番地
変更年月日		令和 3年 8月18日

介護事業者の名称		株式会社かとれあ
介護事業者の所在地		名古屋市名東区極楽三丁目 139番地
介護事業所の名称		福祉用具のお店かとれあ
介護事業所の所在地	旧	名古屋市名東区よもぎ台二丁目1215番地
	新	名古屋市中区大須三丁目14番55号
変更年月日		令和 3年 9月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 584号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 3年11月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
田中歯科医院	名古屋市中区大須二丁目29番43号	令和 3年 9月22日
奥村歯科医院	名古屋市中川区高畑二丁目 323番地	令和 3年 7月 1日
サハシ歯科医院	名古屋市中白区高坂町75番地の 2	令和 3年 10月21日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
田中歯科医院	名古屋市中区大須二丁目29番43号	令和 3年 9月22日
奥村歯科医院	名古屋市中川区高畑二丁目 323番地	令和 3年 7月 1日
サハシ歯科医院	名古屋市天白区高坂町75番地の 2	令和 3年 10月21日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
今池中央薬局	名古屋市千種区今池三丁目16番12号	令和 3年 7月 1日
ヒシダ薬局	名古屋市西区菊井二丁目 2番 4号	令和 2年 12月28日
田中歯科医院	名古屋市中区大須二丁目29番43号	令和 3年 9月22日
日本調剤名大前薬局	名古屋市中区千代田五丁目1301番	令和 3年 10月 1日
オアシス調剤薬局中川店	名古屋市中川区松年町 4丁目77番地の 1	令和 3年 10月 1日
キョーワ薬局中川店	名古屋市中川区松年町 4丁目76番地の 1	令和 3年 10月 1日
奥村歯科医院	名古屋市中川区高畑二丁目 323番地	令和 3年 7月 1日
ライフ薬局	名古屋市南区三条一丁目 4番30号	令和 3年 9月30日
キョーワ薬局池上台店	名古屋市緑区池上台二丁目 268番地	令和 3年

		7月 1日
キョーワ薬局みどり藤塚店	名古屋市緑区藤塚三丁目2610番地	令和 3年 7月 1日
キョーワ薬局薬房	名古屋市緑区有松1060番地	令和 3年 7月 1日
サハシ歯科医院	名古屋市天白区高坂町75番地の 2	令和 3年 10月21日

4 介護療養型医療施設

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
森孝病院	名古屋市守山区四軒家一丁目1013番 地	令和 3年 10月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 585号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 3年11月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 居宅介護支援事業

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
株式会社アンプル 名古屋市天白区天白町大字平 針字黒石2878番地の2797	アンプルケアサポート 名古屋市天白区天白町大字平 針字黒石2878番地の2797	令和 3年 8月20日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 586 号

名古屋市議会定例会の招集について

令和 3 年11月19日午前11時に、名古屋市議会定例会を招集します。

令和 3 年11月12日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市総務局総務課

名古屋市上下水道局告示第15号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、令和3年11月30日までの2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課、同部営業センター及び同部営業所において一般の縦覧に供する。

令和3年11月9日

名古屋市上下水道局長 飯田 貢

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日

令和3年12月1日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う
終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区名	町名	字・丁目	摘要	
緑区	大高台二丁目		一部	南区元柴田西町 名古屋市上下水道局 柴田水処理センター
	大高町	赤塚 正光寺 峡 西正光寺 洞之腰	〃	〃

3 供用を開始する排水施設の位置

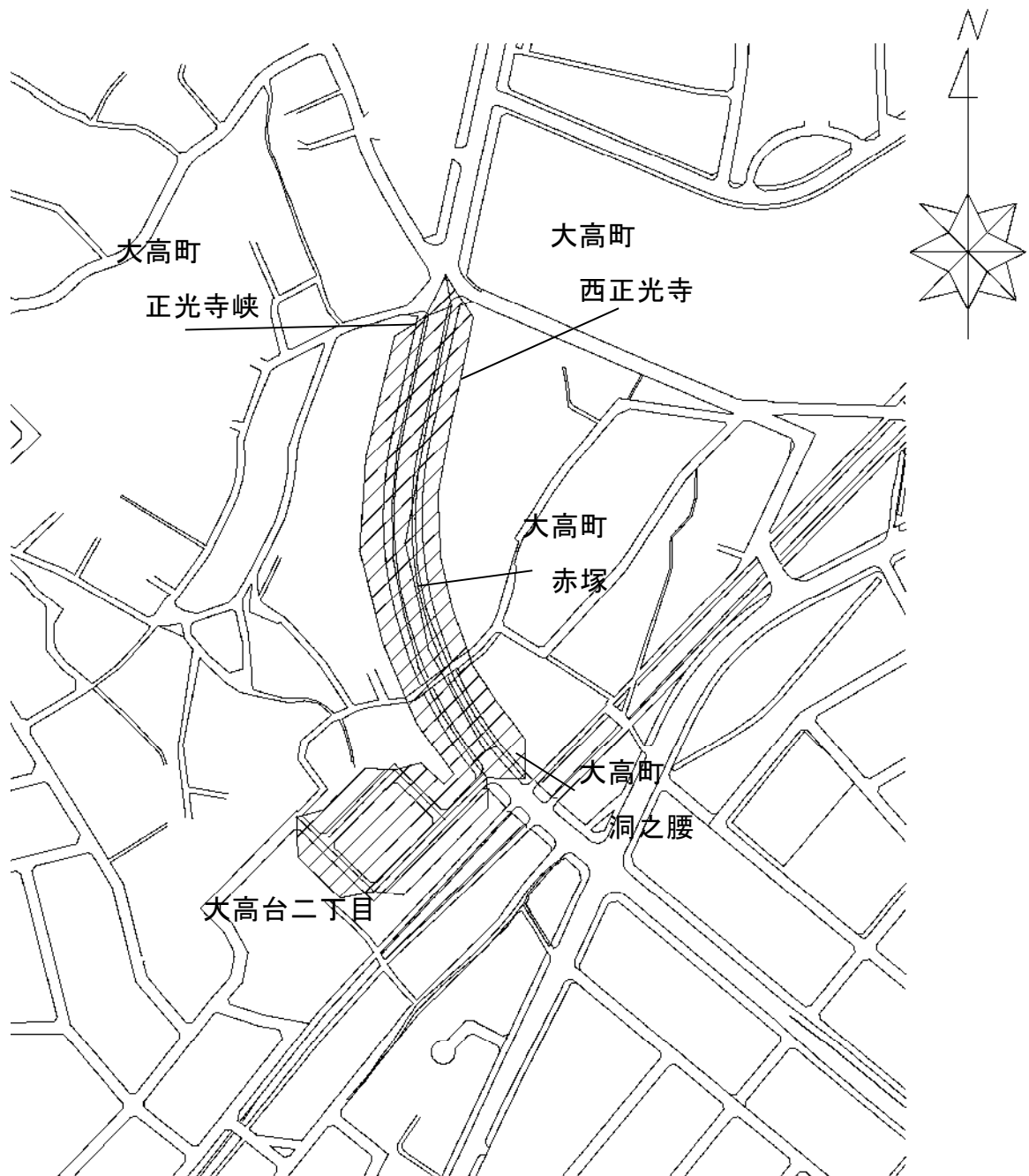
別添図面のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合流式	
分流式	緑区

排水施設の位置図

緑区（分流式）



供用開始区域

供用及び処理を開始する下水

名古屋市交通局管理規程第 19 号

ＩＣカード乗車券取扱規程（平成 23 年名古屋市交通局管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 11 月 12 日

名古屋市交通局長 小林 史郎

第 28 条第 3 項中「高速電車において ＩＣＳＦカード乗車券を使用して、乗車駅において、自動券売機により」を「高速電車の乗車駅において、自動券売機により ＩＣＳＦカード乗車券の」に改め、同条第 5 項中「高速電車において ＩＣＳＦカード乗車券を使用して、乗車駅において、自動券売機により」を「高速電車の各駅において、 ＩＣＳＦカード乗車券の」に改める。

第 43 条第 2 項第 3 号中「自動券売機で」を削る。

附 則

この規程は、令和 3 年 11 月 26 日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年11月10日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

なるばーく

名古屋市緑区浦里三丁目 232番

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
みずほ信託銀行(株)	代表取締役 飯森 徹夫	東京都中央区八重洲一丁目 2番 1号	変更なし	代表取締役 梅田 圭	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	㈱平和堂	代表取締役 平松 正嗣	滋賀県彦根市西今町 1番地	—	—	—	令和3年9月5日
2	㈱セリア	代表取締役 河合 映治	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	—	—	—	令和3年1月31日

3	フジパンス トアー(株)	代表取締役 廣村 昌弘	名古屋市瑞 穂区松園町 1丁目50番 地	—	—	—	令和 3年 9月 5日
4	(株)ライトオ ン	代表取締役 横内 達治	茨城県つく ば市吾妻一 丁目11番地 1	—	—	—	令和 2年 3月 3日
5	(株)マツモト キヨシ	代表取締役 成田 一夫	千葉県松戸 市新松戸東 9番地 1	変更なし	代表取締役 松本 貴志	変更なし	令和 3年 4月 1日
6	上新電機(株)	代表取締役 中嶋 克彦	大阪市浪速 区日本橋西 一丁目 6番 5号	変更なし	代表取締役 金谷 隆平	変更なし	令和 元年 6月 25日
7	(株)菓子問屋 カナモリ	代表取締役 金森 弘	岐阜県安八 郡輪之内町 中郷字上切 戸63番地	変更なし	代表取締役 金森 文男	変更なし	平成 30年 12月 1日
8	(株)不二家	代表取締役 櫻井 康文	東京都文京 区大塚二丁 目15番 6号	変更なし	代表取締役 河村 宣行	変更なし	平成 31年 3月 26日
9	(株)ストライ プインター ナショナル	代表取締役 石川 康晴	岡山市北区 幸町 2番 8 号	変更なし	代表取締役 立花 隆央	変更なし	令和 2年 3月 6日
10	(株)西松屋チ ェーン	代表取締役 大村 禎史	兵庫県姫路 市飾東町庄 266番地 1	変更なし	代表取締役 大村 浩一	変更なし	令和 2年 8月 21日
11	(株)BANK ANわもの や	代表取締役 形部 幸裕	名古屋市中 区栄二丁目 11番30号	変更なし	変更なし	埼玉県上尾 市宮本町 4 番 2号	令和 3年 10月 20日
12	(株)エービー シー・マー ト	代表取締役 野口 実	東京都渋谷 区道玄坂一 丁目12番 1 号	変更なし	変更なし	東京都渋谷 区神南一丁 目11番 5号	令和 3年 10月 20日
13	—	—	—	(株)キクチメ ガネ	代表取締役 森 信也	名古屋市東 区泉二丁目 5番 5号	平成 23年 3月 14日

14	—	—	—	㈱大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	令和3年3月8日
15	—	—	—	㈱しまむら	代表取締役 鈴木 誠	さいたま市大宮区北袋町一丁目602番1号	令和3年3月5日
16	㈱ニトリ	代表取締役 白井 俊之	東京都北区 神谷三丁目 6番20号	変更なし	代表取締役 武田 政則	札幌市北区 新琴似七条 一丁目2番 39号	別途 記載

3 変更の日

- (1) 設置者については、令和 2年 4月 1日
- (2) No. 1からNo.15までの小売業者については、2(2)で既述
- (3) No.16の小売業者の代表者については、令和 2年 2月21日、住所については、令和 3年10月20日

4 変更した理由

- (1) 設置者については、代表者変更のため
- (2) No. 1からNo. 4までの小売業者については、退店のため
- (3) No. 5からNo.10までの小売業者については、代表者変更のため
- (4) No.11及びNo.12の小売業者については、住所誤記修正のため
- (5) No.13からNo.15までの小売業者については、入店のため
- (6) No.16の小売業者については、代表者変更及び住所誤記修正のため

5 届出の日

令和 3年10月20日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年11月10日から令和 4年 3月10日まで。ただし、名古屋市の休日
を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の
休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗
を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に
ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意
見書の提出によりこれを述べるすることができます。

- 9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年 3月10日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年11月10日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

J Rセントラルタワーズ・J Rゲートタワー・J Pタワー名古屋
名古屋市中村区名駅一丁目1015番 1 ほか36筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	東海キヨスク(株)	代表取締役 河原崎 宏之	名古屋市中村区名駅三丁目22番 8号	変更なし	代表取締役 加藤 公一	変更なし	令和3年8月25日
2	(株)郵便局物販サービス	代表取締役 日野 和也	東京都江東区東陽四丁目 1番13号	変更なし	代表取締役 荒若 仁	変更なし	令和3年6月29日
3	(株)ヴィ・ド・フランス	代表取締役 神崎 朗	東京都千代田区岩本町三丁目10番 1号	変更なし	代表取締役 伊達 宏和	変更なし	令和3年3月16日
4	井村屋(株)	代表取締役 前山 健	三重県津市高茶屋七丁目 1番 1号	変更なし	代表取締役 岩本 康	変更なし	令和3年4月1日

5	(株)メガネの和光	代表取締役 清水 恭一	名古屋市中 区栄三丁目 15番 4号	変更なし	代表取締役 清水 元敦	変更なし	令和 元年 10月 1日
---	-----------	----------------	--------------------------	------	----------------	------	-----------------------

3 変更の日

上記 2で既述

4 変更した理由

代表者変更のため

5 届出の日

令和 3年10月29日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年11月10日から令和 4年 3月10日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年 3月10日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

土地改良区の役員の就退任の公告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区の役員が次のように退任し、及び就任した旨の届出がありました。

令和 3年11月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 富田町土地改良区

(1) 退任役員

理事	横井 昭男	名古屋市中川区戸田三丁目 709番地
理事	風岡 正夫	名古屋市中川区水里二丁目22番地
理事	山田 政治	名古屋市中川区戸田五丁目1509番地の 2
理事	佐藤 精信	名古屋市中川区戸田四丁目 609番地
理事	安井 富	名古屋市中川区富永二丁目73番地
理事	安井 正敏	名古屋市中川区富永三丁目 158番地
理事	服部 勝三	名古屋市中川区富永二丁目 193番地
理事	山田 義正	名古屋市中川区富永二丁目 380番地
理事	山田 重敏	名古屋市中川区富永二丁目 427番地
理事	福谷 利四男	名古屋市中川区富田町大字榎津1715番地
理事	秋田 和昭	名古屋市中川区富田町大字榎津1684番地
理事	岡田 和幸	名古屋市中川区江松五丁目2012番地
理事	小塚 光昭	名古屋市中川区江松五丁目1803番地
監事	市江 欣司	名古屋市中川区富田町大字榎津1688・1690合番地
監事	服部 留男	名古屋市中川区戸田三丁目1201番地
監事	山田 猛	名古屋市中川区富永三丁目 103番地

(2) 就任役員

理事	横井 昭男	名古屋市中川区戸田三丁目 709番地
----	-------	--------------------

理事	風岡	正夫	名古屋市中川区水里二丁目22番地
理事	山田	政治	名古屋市中川区戸田五丁目1509番地の2
理事	佐藤	精信	名古屋市中川区戸田四丁目609番地
理事	山田	猛	名古屋市中川区富永三丁目103番地
理事	安井	正敏	名古屋市中川区富永三丁目158番地
理事	服部	勝三	名古屋市中川区富永二丁目193番地
理事	山田	義正	名古屋市中川区富永二丁目380番地
理事	山田	重敏	名古屋市中川区富永二丁目427番地
理事	福谷	利四男	名古屋市中川区富田町大字榎津1715番地
理事	秋田	和昭	名古屋市中川区富田町大字榎津1684番地
理事	岡田	和幸	名古屋市中川区江松五丁目2012番地
理事	岡田	正幸	名古屋市中川区江松五丁目1166番地
監事	服部	留男	名古屋市中川区戸田三丁目1201番地
監事	服部	正夫	名古屋市中川区富永二丁目196番地

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

令和 3年11月12日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1485号	横澤設備 (株)	横澤 健	名古屋市北区如来町 141番地	令和 3年10月 4日
第1533号	(株)オール クイック	林 勲	大阪府大阪市平野区 長吉出戸六丁目15番 17号	令和 3年10月20日
第1535号	水光社(株)	加藤 敦士	名古屋市熱田区千年 一丁目24番10号	令和 3年10月20日
第1536号	(株)きよし ホーム	定野 潔	名古屋市守山区高島 町17番地	令和 3年10月20日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第9条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第2号の規定により公告する。

令和 3年11月12日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

事業を廃止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第1485号	横澤設備	横澤 健	名古屋市北区如来町 97番地 エヌマンシ ョン 1B	令和 3年10月 4日
第 807号	東邦浴槽 (株)	古川 佳代	名古屋市名東区山の 手三丁目 509番地	令和 3年10月 8日
第1302号	パナソニ ックコン シューマ ーマーケ ティング (株)CS社 中部社名 古屋サー ビスセン ター	宮地 晋治	名古屋市瑞穂区塩入 町 8番10号	令和 3年10月11日
第1109号	テラジマ	寺嶋 明久	愛知県清須市西市場	令和 3年10月15日

	設備工業		6丁目 9番地14	
第 982号	ミドリ住 設サービ ス	松田 功	名古屋市緑区諸の木 三丁目2302番地	令和 3年10月29日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

令和 3年11月12日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1485号	横澤設備 (株)	横澤 健	名古屋市北区如来町 141番地	令和 3年10月 4日
第1535号	水光社(株)	加藤 敦士	名古屋市熱田区千年 一丁目24番10号	令和 3年10月20日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第7条第2項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第22条第1項第2号の規定により公告する。

令和 3年11月12日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

事業を廃止した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第1485号	横澤設備	横澤 健	名古屋市北区如来町 97番地 エヌマンシ ョン 1B	令和 3年10月 4日
第1109号	テラジマ 設備工業	寺嶋 明久	愛知県清須市西市場 6丁目 9番地14	令和 3年10月15日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課